

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する法律（概要）

IT化の現状

現状では、例えば、次のとおり、民事訴訟の手続のIT化は、限定的

- ① 訴えの提起は書面の提出による
- ② 口頭弁論（法廷）のウェブ参加は認められていない
- ③ 記録（書面）の閲覧は裁判所でなければならない

検討の経緯

- | | |
|-----------|----------------|
| 令和2年2月21日 | 法制審議会への諮問 |
| 令和4年2月14日 | 要綱決定 |
| 令和4年3月8日 | 法律案閣議決定 |
| 令和4年5月18日 | 成立（令和4年法律第48号） |

民事訴訟制度のIT化

一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法を見直し、民事訴訟制度を全体的にIT化

① オンライン提出等

- (1) 訴状等のオンライン提出が一律に可能
【民訴132条の10等関係】

- (2) 裁判所からの送達をオンラインによることも可能
【民訴109条-109条の4等関係】

※ 弁護士等は、オンライン提出・受取を義務化
【民訴132条の11関係】

② ウェブ参加等

- (1) ウェブ参加が可能な期日（ex. 口頭弁論）の拡充・要件の緩和
【民訴87条の2等関係】

- (2) 電話（音声のみ）による参加が可能な期日の要件の緩和
【民訴170条等関係】

③ 記録の閲覧等

- (1) 訴訟記録を原則電子化
【民訴132条の12・132条の13、160条、252条等関係】

- (2) 当事者はインターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧等が可能
【民訴91条の2関係】

当事者の申出による期間が法定されている審理の手続の創設

◇ 現行民訴法には、審理期間を定めた規定はなく、当事者は、審理終結等の時期の見込みが立たない。

当事者双方の申出・同意があれば、一定の事件につき、手続開始から6月以内に審理終結、そこから1月以内に判決をする制度の創設
【民訴381条の2-381条の8関係】

住所、氏名等の秘匿制度の創設

◇ 現行民訴法では、当事者の記録閲覧に制限はなく、訴状等に記載された相手方当事者の住所、氏名等の閲覧が可能

社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとき（当事者がDVや、犯罪被害者であるケース等）は、当事者の住所・氏名等を秘匿することを可能とする制度の創設
【民訴133条-133条の4関係】

人事訴訟・家事事件手続のIT化

◇ 人事訴訟・家事調停では、現実に出頭しない限り、離婚・離縁の和解・調停の成立や合意に相当する審判の前提となる合意は不可

ウェブ会議を利用して、離婚・離縁の和解・調停の成立、合意に相当する審判の前提となる合意を可能とする仕組みの創設
【人訴37条、家事268条関係】

一部先行施行

- | | |
|---|-------------|
| ○ 住所、氏名等の秘匿制度 | 令和5年2月20日施行 |
| ○ 電話による期日への参加の要件緩和 | 令和5年3月1日施行 |
| ○ ウェブ会議による口頭弁論の期日への参加
※家裁の訴訟（人事訴訟等）の口頭弁論は、令和7年3月1日 | 令和6年3月1日施行 |
| ○ ウェブ会議による離婚・離縁の和解・調停の成立等 | 令和7年3月1日施行 |

本格施行

公布後4年以内

※ 公布の日 令和4年5月25日